

2025 年 7 月 1 日

MCA無線ご利用者 様

一般財団法人移動無線センター

MCA サービス終了についてのお知らせ (周波数の有効期限及び免許の有効期間について)

日頃より、移動無線センターの MCA 無線をご利用いただきありがとうございます。

さて、当財団が、2021 年 4 月からサービスを提供しております MCA アドバンスサービスにつきましては、2027 年 3 月 31 日(水)をもって終了させていただくことを、2024 年 7 月 1 日付でご案内しております。また、2003 年 10 月からサービスを提供しております 800MHz 帯デジタル MCA サービスにつきましては、2029 年 5 月 31 日(木)をもって終了させていただくことを、2023 年 11 月 1 日付でご案内しております。

この終了のお知らせ関連し、当該サービスをご利用中のお客様が電波法に基づき免許を受けている無線局の免許手続等に関して、次のとおりお知らせをさせていただきます。

【周波数の有効期限及び免許の有効期間について】

○800MHz 帯デジタル MCA サービス

総務省が 2025 年(令和 7 年)1 月 1 日に公表・施行した「新たな周波数割当計画」により、800MHz 帯デジタル MCA に割り当てられている周波数の使用期限は、2029 年(令和 11 年)5 月 31 日までと定められました。

現在、当該サービスをご利用いただいているお客様は、電波法に基づき無線局の免許を受けられておりますが、総務省の「新たな周波数割当計画」の施行に伴い、2025 年(令和 7 年)6 月 1 日再免許の無線局免許状には、「この周波数の使用は、令和 11 年 5 月 31 日までに限る」と附款が付されました。

2026 年以降の再免許においても同様に周波数の使用期限が附款として付されることとなります。800MHz 帯デジタル MCA サービスのご利用は 2029 年 5 月 31 日をもって終了となりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

○MCA アドバンスサービス

MCA アドバンスサービスの周波数については、周波数割当計画等法令に周波数の有効期限等特段の定めがありません。800MHz 帯デジタル MCA サービスとは異なる手続となることにご注意をお願いいたします。

2027 年 3 月 31 日の MCA アドバンスサービス終了までに無線局廃止届が総務省に提出されない場合は、サービス終了後も電波利用料の徴収の対象となります。

2026 年以降の再免許について手続きをされる際は、「希望する免許の有効期間」欄に「令和 9 年 3 月 31 日まで」と記載されることをお願いいたします。「希望する免許の有効期間」欄に記載がない場合は、免許の有効期間が 5 年間となり MCA アドバンスサービス終了後も電波利用料が徴収されることとなります。ご注意及びご承知おきくださいますようお願い申し上げます。